

## 「熱中症予防指導員研修」のご案内

厚生労働省は、平成21年6月19日付け基発第0619001号通達及び平成22年7月27日付け基安労発0727第2号通達の中で、事業者が熱中症予防のための労働衛生教育を行うことを求めています。

夏場は業種を問わず、屋外の高温多湿な作業環境下で働く労働者を中心に熱中症が頻発しており、管理者による適切な作業管理が不可欠となっています。熱中症は、適切な処理を怠り、手遅れになると死に至る疾病です。

当協会では、作業を管理する方を対象にして「職場における熱中症予防指導員研修」を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

### 記

1. 開催期日 平成30年5月22日(火) (受付 8:50～)
2. 会場 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1
3. 受講料 会員 8,000円 (受講料 6,596円 + テキスト代 1,404円)  
一般 10,500円 (受講料 9,096円 + テキスト代 1,404円)
4. 講習内容及び時間割

科 目	時 間
熱中症の原因と症状	9:10～10:10
熱中症の予防に関する知識	10:20～11:50
労働安全衛生法令及び災害事例	12:00～13:00
修了証交付	13:00～

### 5. 申込方法

◎受講申請書に記入、捺印(社印)の上、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。

- 証明写真 1枚 (無帽、上半身、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm) 写真の裏に氏名を記入

※手続き完了の方には受講票をFAXいたします

◎申込先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321  
福岡東労働基準協会

◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。

※振込手数料は受講者負担をお願いします。

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名義 福岡東講習会事務局
--

6. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。
7. その他
  - ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いいたします。
  - ・日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

# 職場における熱中症の最近の発生状況

過去5年間の職場における熱中症の発生状況は次のとおりとなっています。

疾病者数（左目盛り 単位：人） ※平成28年は速報値  
 死亡者数（右目盛り 単位：人） ※平成28年は速報値

## 業種別

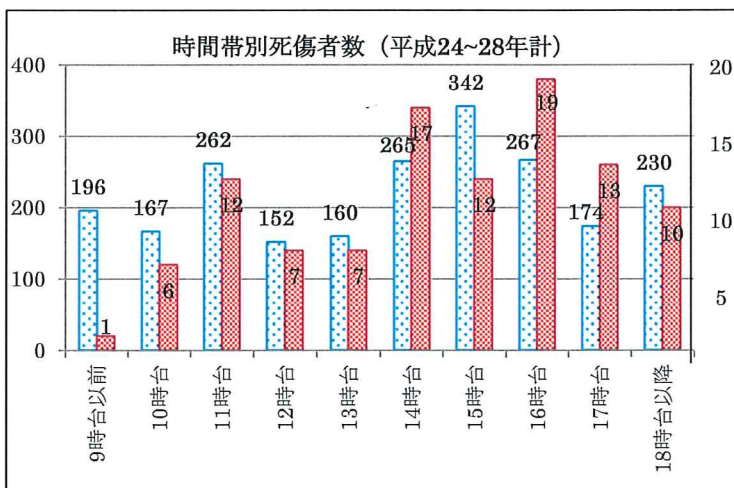
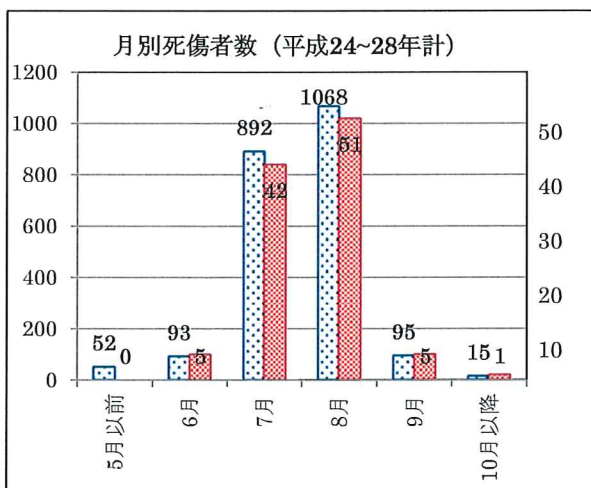
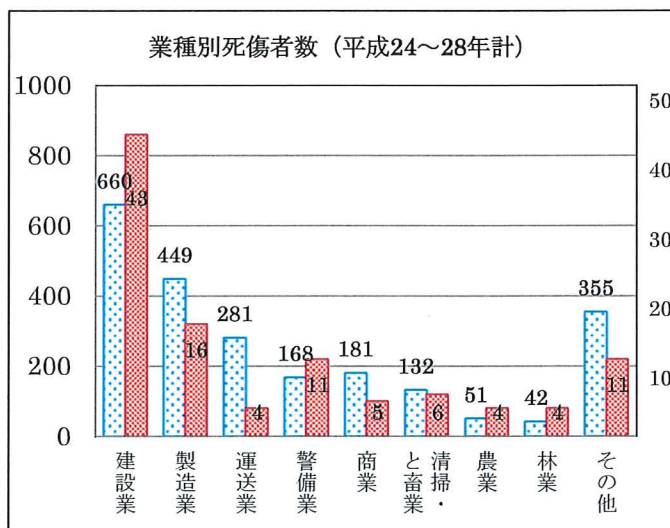
**建設業が最も多く、次いで製造業**で多く発生しており、これらで全体の半数を占めています。

## 月別

月別では、**7月、8月が多く発生**しています。熱に慣れるまでは、**こまめな休憩**が必要です。

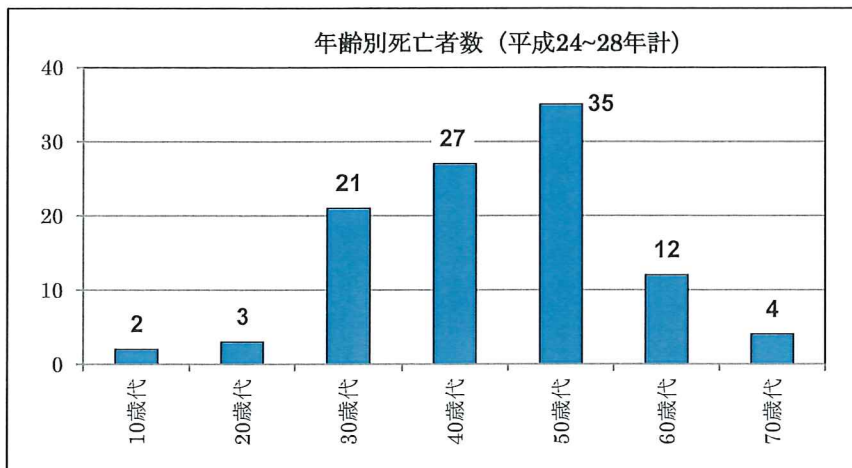
## 時間帯別

時間帯別では、**14時から16時台に多く発生**しています。また、日中の作業終了後に**帰宅してから体調が悪化するケース**も散見されます。異常を感じたらすぐに**病院へ連れていく**か、**救急隊を要請**しましょう。



## 年齢別死亡者数

職場における熱中症は、年齢を問わず発生しています。**若くてもきちんとした対策が必要**です。



## 職場における熱中症の最近の死亡事例

発生月	業種	年齢	発生状況
6	林業	60歳代	被災者は、広葉樹の伐採現場において、他の労働者とともに午前10時から立木の伐倒及び造材作業を行っていた。午後3時頃、同僚が伐倒作業を行っていた被災者に作業終了を告げ、先に集合場所へ戻ったが、なかなか被災者が集合場所に戻らないため、再度、呼びに行ったところ、斜面に倒れている被災者を発見した。医療機関に救急搬送したが、4日後に死亡した。被災者は当該事業場の労働者として作業に従事した初日であった。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は、30.3℃であった。また、被災者に対する健康診断が実施されていなかった。
6	廃棄物処理業	50歳代	午後から敷地内の草刈り作業を行うこととなり、被災者は午後1時から午後2時30分まで草刈機で草刈り作業を行い、1時間の休憩後、同僚と共に敷地内の雑木の切り枝の回収業務等を行い、午後4時に作業を終えた。作業終了後、ベンチで休憩を取っていたところ、午後4時30分頃嘔吐し、発汗が多かったことから熱中症の疑いで救急搬送された。搬送後意識を失い、翌々日死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は、28.4℃であった。被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。
7	警備業	40歳代	被災者はガス管入れ替え工事現場で、9時から17時まで交通整理の業務を行い、同僚と車で会社に戻った後、17時20分頃、自転車で帰宅した。18時30分頃、居住アパートの敷地内で被災者が倒れているところを通行人に発見され、病院に搬送されたが、死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31℃であった。水分や塩分の摂取は労働者任せであった。
7	食料品製造業	50歳代	被災者は7時50分頃から工場内で製品の副産物をフレコンバッグに充填する充填機の操作を行っていた。14時20分頃、上司がしゃがんでいる被災者を発見したが、めまいがする程度で大丈夫と言っていたため、エアコンがある攪拌操作室へ移動させた。被災者は自ら靴や保護帽を脱ぎ、水筒の蓋を開けて飲んだが、14時30分頃、突然、被災者が床に崩れるように倒れ、救急車で病院に搬送されたが、6日後に死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃であった。水分や塩分の摂取は労働者任せであった。被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。
8	商業	20歳代	事業場にて商談、展示車両の洗車業務等に従事していた労働者が、17時30分頃、事業場内の清掃作業中に頭痛を訴えた。2階の休憩室で休養し、19時過ぎに帰宅した。翌8日の朝、起床してこないことから、家族が様子を見にいったところ、呼吸停止の状態で見つめられた。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.0℃であった。
9	建築工事業	30歳代	屋根の防水工事において、被災者は午前8時から当該工事の補助作業に従事していたが、17時頃作業終了後、同僚と現場近くの宿舎に徒歩で戻り、17時50分頃、宿舎エレベーターを降りたところで意識を失い倒れた。直ちに病院に搬送されたが、翌日死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.7℃であった。被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。被災者に対する健康診断が実施されていなかった。被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。

## 「熱中症予防指導員研修」 申請書・証明書

事業場所在地	〒 —			TEL :		FAX :	
事業場名							
事業主証明	(社印)			担当者氏名			
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所			※受講番号	備考欄	
					※修了証番号		
	年 月 日	〒 —					
	年 月 日	〒 —					
	年 月 日	〒 —					
	年 月 日	〒 —					
講習内容	熱中症予防対策						
講習年月日	平成30年5月22日						
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1						
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 平成30年5月22日 福岡東労働基準協会会長 印						

- ◆ 住民票記載の、受講者氏名・生年月日・現住所を正確に記入して下さい。
- ◆ 証明写真(サイズ:縦3.0cm×横2.4cm)1枚を添付して下さい。(写真の裏に名前を記入して下さい)
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

**福岡東労働基準協会**

〒811-3101

福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX: 092-943-0321